

板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業実施要綱

(令和5年3月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、緊急時の受入・対応機能を補完すること及び介護者の疾病等の理由により介護が受けられなくなった障がい者を一時的に支援することにより、障がい者の身体面の安全と精神的安定を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による事業（以下「本事業」という。）の対象者は、在宅での生活が困難とされた、おおむね65歳未満の障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号の障害者（区内に居住する者に限る。）で、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当すると区長が認める者とする。

- (1) 介護者等による虐待等を受けていることが疑われる者で、区長が保護又は支援が必要であると認めた者
- (2) 介護者等の疾病、事故等により、介護が受けられなくなった者で、区長が保護又は支援が必要であると認めた者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に保護又は支援が必要であると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、伝染性の疾患を有している者又は入院する必要がある等の医療ニーズの高い者は、本事業の対象としない。

(実施方法)

第3条 本事業は、あらかじめ区と協定を締結した施設又は事業所等（以下「協定施設等」という。）において実施する。

(実施内容)

第4条 協定施設等は、第2条第1項に規定する対象者を一時保護又は在宅での支援をするために前条の協定で定める支援を実施する。

2 協定施設等は、前項に規定する一時保護の実施にあたり、業務に支障のない限りにおいて、施設等への移送を行う。

(利用期間)

第5条 前条第1項に規定する一時保護の1回当たりの利用期間は、原則として7日以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認めるときは、協定施設等と協議の上、当該期間を延長することができる。

(利用申請)

第6条 一時保護を利用する際は、一時保護を利用する者（以下「利用者」という。）、利用者の家族又は利用者の代理人等（以下「申請者等」という。）により、板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業申請書（別記第1号様式）及び同意書（別記第2号様式）を、区長に提出しなければならない。ただし、区長が緊急に保護が必要と認める場合は、利用者の同意のみをもって、本事業を利用させることができるものとする。

(利用決定)

第7条 区長は、板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業申請書（別記第1号様式）及び同意書（別記第2号様式）の提出を受けたとき又は緊急に保護が必要と認めるときは、速やかに第2条の規定による対象者に該当するか否かを審査し、利用の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の審査により、第2条の規定による対象者に該当すると認めるときは、その旨を板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業決定通知書（別記第3号様式）により申請者等に、板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業依頼書（別記第4号様式）により協定施設等に通知するものとする。

(利用の決定の取消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 本事業を利用する者が医療処置を受け、又は伝染性疾患により処置を受ける必要があるため、協定施設等での受入れが不相当と認められるとき。

(2) 利用者の暴力行為等により、協定施設等の運営又は他の入所者の安全に支障があると認められるとき。

(費用負担)

第9条 本事業の利用に要する費用は、区が負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業申請書

年 月 日

（宛先）板橋区長

申 請 者	ふりがな		続 柄	
	氏 名			
	住 所		電 話	

板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

対 象 者	ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）
	氏 名				
	住 所			電 話	
緊急連絡先 （第二）	ふりがな			続 柄	
	氏 名				
	住 所			電 話	
緊急連絡先 （第二）	ふりがな			続 柄	
	氏 名				
	住 所			電 話	

同意書

板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業の利用にあたっては、下記の事項を遵守し、万一事故が生じても板橋区及び利用施設の過失による場合を除き、一切異議申し立てをしません。

記

- 1 板橋区が申請書に記載した利用者に係る個人情報を、利用施設を運営する事業所へ提供することを承諾します。
- 2 利用者及び申請者は、施設利用にあたっては、利用施設職員の指示に従います。
- 3 利用者は、利用期間が終了したときは速やかに退所します。
- 4 利用者及び申請者は、施設利用にあたっては、利用施設職員及び他の利用者に対して暴力行為又は暴言等を行ったときは、利用施設から退所を求められても、板橋区及び利用施設に対して異議申し立てはしません。
- 5 利用者及び申請者は、利用者が意図的に利用施設の備品・設備等を破損させ、又は交換する事態になったときは、その賠償をします。
- 6 利用者に係る福祉サービス等の情報を板橋区が調査することを承諾します。

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者

住 所	
氏 名	
利用者との続柄	

利用者

住 所	
氏 名	

事 案 番 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業決定通知書

板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利 用 者	ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）
	氏 名				
	住 所			電 話	
利用年月日		年 月 日 ～ 年 月 日			
利用施設名					
利用施設住所					

年 月 日

様

板橋区長

板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業依頼書

板橋区介護者不在等障がい者緊急一時支援事業について、下記のとおり依頼します。

記

対 象 者	ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）
	氏 名				
	住 所			電 話	
利用年月日		年 月 日 ～ 年 月 日			
利用施設名					
緊 急 連 絡 先 （ 第 一 ）	ふりがな		続 柄		
	氏 名				
	住 所			電 話	
緊 急 連 絡 先 （ 第 二 ）	ふりがな		続 柄		
	氏 名				
	住 所			電 話	

理 由	
-----	--